

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例適用基準

昭和 60 年 8 月制定

平成 23 年 9 月一部改正

I 目的

この適用基準は、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（昭和 60 年 3 月 27 日大阪府条例第 2 号、平成 23 年 3 月 22 日大阪府条例第 22 号）。（以下「条例」という。）中、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者の義務に係る規定の実施に関し必要な事項を定め、もって業者及び府民の自由と権利を不当に侵害することなく、適正な条例の施行に資することを目的とする。

II 基本原則

条例の適用にあたっては、条例第 4 条（適用上の注意）の趣旨をふまえ、適正かつ慎重に行わなければならない。

III 基準

1 第 7 条第 1 項の「遵守事項」について

興信所・探偵社業者の行為が、条例第 7 条第 1 項の遵守事項違反に該当するかどうかの判断は、資料等に基づく客観的事実によって行うものとする。このため、その判断に際しては、まず、調査依頼の内容も含め必要な資料収集や事情聴取に努めるものとする。

(1) 遵守事項第 1 号について

第 1 号違反となるのは、結婚、就職等の調査部門において「居住地が同和地区にあるかないか」について明らかに調査し、又は「居住地が同和地区にある、又はない」ということを報告書に記載するなどにより報告した場合である。したがって、本号は「同和地区かどうかの調査又は報告」を規制しようとするものであり、「同和地区における調査又は報告」を規制しようとする趣旨ではないことに留意する必要がある。

この場合、「同和地区」とは、条例第 2 条第 1 号において定義しているとおりであるが、単に「同和地区」という表現だけでなく、「被差別部落」等同義の表現を用いた調査、報告行為についても違反となる。

(2) 遵守事項第 2 号について

第 2 号違反となるのは、販売、賃貸等により「同和地区の所在地の一覧表等を提供」した場合や、文書・口頭を問わず「特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示」をした場合である。

この場合においても、単に「同和地区」という表現だけでなく、その同義の表現を用いて行った場合も違反となる。

2 第 9 条第 1 項の「指示」について

第 9 条第 1 項の指示は、興信所・探偵社業者が第 7 条第 1 項の遵守事項に違反したことが明白な場合に、その違反行為の是正及び再発防止のために行うものである。

(1) 「明白な場合」とは、前記 1 に基づき違反の事実が資料等により客観的に認められた場合のことであり、社団法人大阪府調査業協会から資料を添付するなどにより、明確な違反の事実について自主的な申告を受けた場合も含まれるものである。

(2) 指示は、個々の事案に応じた適切なものとし、具体的内容を文書によって行うものとする。

3 第9条第2項の「営業停止」について

第9条第2項の営業停止は、第9条第1項の指示に従わないことが明白な場合で、かつ従わないことを放置し得ない場合に行うものとする。

- (1) 営業停止の範囲は、指示内容及び指示違反の情状を総合的に勘案し、第7条第1項にかかる違反行為が発生した調査部門等に限定するなど過大なものとならないよう配慮して定めるものとする。
- (2) 営業停止の期間は、指示内容及び指示違反の情状を総合的に勘案し、実効性を確保できる最小限度のものとする。

4 第11条の「第7条の規定の実施に必要な限度」について

第11条に基づく立入検査等は、興信所・探偵社業者が第7条第1項の遵守事項に違反している疑いが明白と認められる場合に、その必要性を十分吟味した上で、当該違反事実を客観的に確認するために必要最小限度の範囲において実施するものとする。

なお、社団法人大阪府調査業協会から違反の疑いについて自主的な申告を受けた場合も同様とする。

5 第12条第1項の「遵守事項」について

土地調査等を行う者の行為が、条例第12条第1項の遵守事項違反に該当するかどうかの判断は、資料等に基づく客観的事実によって行うものとする。このため、その判断に際しては、まず、調査依頼の内容も含め必要な資料収集や事情聴取に努めるものとする。

(1) 遵守事項第1号について

第1号違反となるのは、土地調査等を行う者が、「調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないか」について調査し、又は「同和地区がある、又はない」ということを報告書に記載するなどにより報告した場合である。

土地調査等を行う者である限り、府の区域内に営業所がある、なしに関わらず、当該土地調査等を行う者が行う調査又は報告についても該当する。したがって、本号は「同和地区かどうかの調査又は報告」を規制しようとするものであり、「同和地区における調査又は報告」を規制しようとする趣旨ではないことに留意する必要がある。

この場合「同和地区」とは、条例第2条第1号で定義しているとおりであるが、単に「同和地区」という表現だけでなく、「被差別部落」等同義の表現を用いた調査、報告行為についても違反となる。

(2) 遵守事項第2号について

第2号違反となるのは、販売、賃貸等により「同和地区の所在地の一覧表等を提供」した場合や、文書・口頭を問わず「特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示」をした場合である。これは、同和地区の所在地が府の区域内にあるか否かを問わず、府の区域内でその情報の提供及び教示をしたときが該当する。

この場合においても、単に「同和地区」という表現だけでなく、「被差別部落」等同義の表現を用いて行った場合も違反となる。

6 第15条の「勧告」について

勧告を行う際には、第14条の規定に基づき、土地調査等を行う者が第12条第1項の遵守事項に違反していることが客観的事実として明白であることを確認する必要がある。